

様式8 自己点検評価報告書

①	基準 I - 1	教育理念・目標・方針
---	----------	------------

◆評価基準

- ① 教育理念が明文化され、公表されている
- ② 教育目標が明文化され、公表されている
- ③ 学科・専攻ごとの教育方針が明文化され、公表されている

◆自己点検評価（該当数字を○で囲む）

- 1：基準を満たしていない
- 2：基準を概ね満たしている
- ③：基準を全て満たしている

◆自己点検評価結果の理由

本学の建学の精神は「医療は医師のみの力でなしえるものではない、多くの医療技術者との『協同』の上に成り立つものだ。より良い医療を実現するには、良い医師と良い医療技術者が必要である。」との考えに立っている。この建学の精神は、医療に従事するものに求められる多職種との《協働の意識》及び《必要な連帯感》を示したものであり、これに基づいて本学においては、「幅広い専門知識、技術を修得し、且つ医療及び社会に対して豊かな適応力を有し、加えて探究心を継続できる心を持った医療人を育成すること。」をその教育理念として掲げている。そして、医学領域を主にした学問を基盤に、理学療法士として必要な高い専門知識と技術の修得、学問への絶えざる探究心の育成、患者の心理の理解と援助に努め、日々の自己研鑽及び研究への継続した取り組み等、幅広い教養を身につけた適応力豊かな医療人の育成を目標とし、リハビリテーション医療を通して社会に貢献することを教育目標としている。更に加速する高齢化社会に対応すべく、高齢者に対しても医療施設内のみならず、在宅における生活の場での理学療法を行い、健康寿命を延ばすことを目的として、日常的な動作が身につくリハビリテーションを実践できるための知識や技術の修得を含め、社会の要請に応えることのできる理学療法士を育成することを目標とする。建学の精神、教育目標に基づいて、ディプロマ・ポリシーを設定し、その実現にむけてカリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを設定している。

具体的な人材育成の方針は、三つのポリシーに沿って社会の理解とコミュニケーション能力、高い専門知識と技術力、学問・臨床研究への探究心及び正しい倫理観を掲げ、具体的に説明している。建学の精神及び教育理念、三つのポリシーは大学ホームページ、学生募集要項、学校案内、キャンパスガイドに公表しており、大学としての目的や教育方針は具体的であり明

確に表現されていると判断する。

◆自己点検評価結果における課題と対応

社会情勢等に応じて使命・目的や教育目的を見直すことに関して、本学は平成 24 年 4 月に開学して以来まだ 7 年の経過であるため、現在のところ大学の使命・目的や教育目的の見直しは行っていない。しかし、今後は必要に応じて見直す予定である。

三つのポリシーに関して、今までも明文化はされてはいたが、表現の具体性に乏しいところが見受けられたため、2017 年度に改善し現在のものとなっている。三つのポリシーを具体的に表現することで、入学前の準備、入学後の学習の進め方や目標が確認しやすくなっていると評価している。しかし、文部科学省の「高大接続改革」による大学入学者選抜改革への対応の必要があり、アドミッション・ポリシーの修正を進めている。

教育課程は、開学後 4 年毎に見直しを行い、学生が身につけるべき資質・能力をより明確にしつつ、学生への過負荷を軽減するよう改定してきた。

2018 年末に理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則の改正（厚生労働省）が公表され、2020 年 4 月施行にともない教育課程の改定が必要となった。厚生労働省、日本理学療法士協会より発信されている情報をもとに、2019 年度より本格的に改定作業を進め、9 月には完了した。臨床実習に関して「臨床実習要綱」に目標、内容などは記載しているが、指定規則改正後の実習目標、内容、指導方法などをより具体的に明文化する課題が残っている。

②	基準Ⅱ-1	教員の要件
---	-------	-------

◆評価基準

- ① 指定規則に定める基準が遵守されている
- ② 専任教員は全員が協会員（JPTA・JAOT・JAS）である
- ③ 専任教員は全員が必要な教育・研修修了者である

◆自己点検評価（該当数字を○で囲む）

- 1：基準を満たしていない
- 2：基準を概ね満たしている
- ③：基準を全て満たしている

◆自己点検評価結果の理由

専任教員は、教授 11 人、特任教授 2 名、准教授 1 人、講師 5 人、助教 5 人で構成されている。うち、学科に関連する有資格者は医師 7 人、理学療法士 14 人、他 3 人である。理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則による理学療法士教員数は 9 名と計算できるが、本学は 14 名であるので、理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則を遵守する教員数を配置している。なお、理学療法士免許を有する専任教員については、全員が JPTA 協会員である。

また、様式 2-1 学科・課程教員表（専任）のとおり、理学療法士免許を有する専任教員については全員が必要な教育・研修修了者と判断する。併せて、医療系大学としての使命を果たすため、教員の教育・研究活動によって得られた成果については、論文や著書として公表し、社会に還元することが重要であると考えている。それらの活動内容については、毎年発刊している紀要において配布するとともに、本学ホームページ等を通して、広く社会に公表している。

◆自己点検評価結果における課題と対応

指定規則やガイドラインなどの改正、入試制度、社会の変化、学生の変化を踏まえて、専任教員に必要な教育・研修を実施するとともに、外部研修への参加を勧めていく。

③	基準Ⅱ-2	学科・専攻の長
---	-------	---------

◆評価基準

- ① 学士またはそれに準ずる学識経験と教育経験を有する者である
- ② 修士以上の学位を有し、必要な教育・研修修了者である
- ③ 修士以上の学位を有し、10年以上の教育経験と必要な教育・研修修了者である

◆自己点検評価（該当数字を○で囲む）

- 1：基準を満たしていない
- ②：基準を概ね満たしている
- 3：基準を全て満たしている

◆自己点検評価結果の理由

本学は理学療法学科のみの単科であるため、学科長は一人である。学科長は理学療法士免許を有している工学士である。修士以上の学位は有していない。大学設置時での教員審査により大学教員として認められおり、短期大学及び大学での教育経験は11年である。また、専門学校で約20年間教育に携わっていた。その間、教育研修会受講及び講師として20回以上参加している。

よって、学識経験、教育経験を有し、教育研修を終了していると評価できる。

◆自己点検評価結果における課題と対応

業務の都合で近年は教育研修会に参加できていない。業務の効率化を図り、自己研鑽の機会を得るように努める必要がある。

◆評価基準

- ① ガイドライン等で定める基準が遵守されている
- ② 担当科目には、必要な教育・研修を修了した専任教員が適正配置されている
- ③ 指定規則の定数を超える専任教員が配置されている

◆自己点検評価（該当数字を○で囲む）

- 1：基準を満たしていない
- 2：基準を概ね満たしている
- ③：基準を全て満たしている

◆自己点検評価結果の理由

大学設置基準と理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則を遵守する教員数を配置している。専任教員については、教授 11 人、特任教授 2 名、准教授 1 人、講師 5 人、助教 5 人で構成されている。うち、学科に関連する有資格者は医師 8 人、理学療法士 14 人、他 1 人である。指定規則の定数を超える専任教員が配置されている。

教員の採用・昇任については、教授会において教員の資格審査を行い、各領域の教員構成、年齢バランスに配慮しながら教員選考委員会において学歴、業績、学内業務、社会貢献等を審査し教授会に答申され、教授会での審議を経て、理事会において審議・決定される。

教養科目、専門基礎科目及び専門科目には、それぞれの科目の専攻分野の教員を配置している。担当する教員はできる限り専任教員を配置し、非常勤教員の担当科目は極力少なくするように努力している。

また、実習科目は主担となる専任教員の他に、補助教員として専任教員(助教)をあわせて配置し、学生へのより実践的な効果を上げる体制を整えている。

◆自己点検評価結果における課題と対応

教職員の構成及び人員配置については、学習支援体制の見直しとともに継続検討の必要がある。また、定期的な FD 講演会・研修会の実施、FD 活動発表会、先輩教員による授業参観等により、さらなる教育力向上を図っていきたい。

◆評価基準

- ① 指定規則、ガイドライン等で定める基準が遵守されている
- ② 教育上必要な機械器具教材が適時、整備・更新されている
- ③ 最新の設備や機器等が適切に整備されている

◆自己点検評価（該当数字を○で囲む）

- 1：基準を満たしていない
- 2：基準を概ね満たしている
- ③：基準を全て満たしている

◆自己点検評価結果の理由

大学の授業に対しては、講義棟に一学年全体（定員 80 人）が収容可能な教室が 8 室、ゼミ等の少人数で使用する演習室が 3 室あり、同時時間帯での全学年の講義には十分対応可能である。講義棟の教室や演習室は、学生の自主的な学習等にも多用されている。実習室は研究棟の 1 階に身体機能実験室、基礎医学実験室、日常生活活動実習室、水治療法実習室があり、研究棟の 2 階に治療・評価実習室、機能訓練室、義肢装具実習室がある。実技、実演を効果的に取り入れる必要がある講義、演習は、各種実習室で一学年を 2 クラスに分けて実施しており、1 クラス(40 人)に必要な設備は整っている。治療・評価実習室、機能訓練室の実習室については正課の授業で使用するのみならず、学生の自主的なグループ学習等にも多用されている。

また、実習室については理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則に定められた実習機器、用具を完備している。教育・研究用機器、器具等についても学部教育に必要な設備が整っている。身体機能実習室に設置されている 3 次元動作解析装置、筋電図、等速性筋力測定器、心電図等は、「臨床運動学演習」、「生理学実習」「理学療法研究」を中心に積極的に活用している。

併せて、すべての教室には映像機器や音響設備が整備されていること、タブレット端末の有効活用など、教育環境は充実していると判断する。

図書館は、講義棟の 1 階に設置しており、蔵書 12,355 冊、定期刊行物 37 種、電子ジャーナル 2 種、視聴覚資料 318 点、二次利用データベース 2 種を所蔵している。館内は検索、閲覧、複写が効率的且つ快適に行えるように図書・備品が配備されている。閲覧座席数は 51 席で、書庫の収容能力は約 40,000 冊である。また、コンピューター端末を 5 台整備しており、2 台は図書の蔵書検索に利用でき、残りの 3 台はネットワークにアクセスできる環境が整っている。複写に関しては、学生一般利用のためコピー機 1 台、数人程度で利用できる共同研究・学習用の長机が 6 台、視聴覚資料閲覧のための AV(音響・映像機器)ブースが 2 席設置されている。

る。開館時間は月曜～土曜日まで午前 9 時から午後 7 時 30 分まで自由に利用できる。年間開館日数は 289 日で、利用者数は一日平均 36 人、年間総利用者数は 9624 人であった(平成 28 年 4 月～29 年 3 月)。電子ジャーナルと二次利用データベースは学内ネットワークを経由して全教職員、全学生が利用できる。館外貸出は、学生 5 冊まで(期限 2 週間)、教員 10 冊まで(期限 4 週間)となっている。

◆自己点検評価結果における課題と対応

教室、実習室ともに部屋数、収容力の面で授業運営上の支障はない。また、自習室には机を 49 台整備しており、普段は収容力の面で授業運営上の支障はない。しかし、試験期間や実習前等の個別学習する学生が増加する時期には対応しきれていない。そのため、現在は図書室や講義棟の教室や演習室を利用することにより対応している。

情報処理室については、機器の性能及び台数において、本来の機能的には概ね需要に応えられている。また、自習室にもコンピューター端末が配備されているため対応できている。しかし、学内のあらゆる場所からネットワークにアクセスできる環境は整っていない。現在は、講義棟の 3、4、5 階でのみ無線 LAN 環境の整備がされているため、無線 LAN の使用方法については今後検討していく必要がある。

施設利用時間については、午前 9 時から午後 7 時 30 分まで開館しており、申請することにより午後 9 時まで利用可能なことから十分であると考え。しかし、学生の要望の中にはより遅くまでの開館を望む声もあるが、通学の安全確保等を考慮すると現状での開館時間を維持する方針である。

教育上必要な機械器具教材が適時、整備・更新しているが、今後も学生の使用状況や科目担当者の意見を参考にし、機器の追加や新しい機器への変更を適時すすめていく。

また、学生の目標達成意欲を高め、充実した学生生活がおくれるような支援環境として【ふくろう部屋】を開室している。具体的な支援内容は、基礎学習の補強、臨床実習での悩み相談、学習習慣の定着、基本的な生活習慣の支援等が挙げられる。なお、支援主体は先輩学生、教員、卒業生 OB、地域のボランティアを予定している。

⑥	基準Ⅱ-5	教員のための設備
----------	--------------	-----------------

◆評価基準

- ①ガイドライン等で定める基準が遵守されている
- ②教員室（研究室）および個別指導の場が確保されている
- ③教員の教育内容に対応した実習・研究機材が整備されている

◆自己点検評価（該当数字を○で囲む）

- 1：基準を満たしていない
- 2：基準を概ね満たしている
- 3：基準を全て満たしている**

◆自己点検評価結果の理由

本学のキャンパスは講義棟及び研究棟、講堂棟からなり、研究棟は研究室と実技をともなう授業で使用する実習室からなる。研究室は、教授、准教授用の個室が18室、講師、助教用の共同研究室が2室ある。個人研究室は研究棟に配置されているため静穏な研究環境が確保できている。また、教授、准教授の個室は研究棟の3階にあり、講師・助教共同研究室は2階にある。学生にも入りやすい環境にしており、質問等が行いやすいようにしている。ほかにも研究棟の3階には共同研究室が2部屋あり、学生との面談スペースを設けており、教員と学生のコミュニケーションが図れる環境が整えられている。

また、教員に対する個人研究費については、毎年定められた研究費を措置しており、教員が研究を行う上での経済的な支援を行っている。その用途は研究を行う上で必要な図書・備品等の他、学会への参加費・交通費に対しての適用している。併せて、学内の個人研究費以外にも外部の公的資金である科学研究費への申請を積極的に進めており、教員の教育・研究活動への支援を行っている。

教育内容に対応した消耗品などの教材は、各教員より毎年調査し、適時補充している。

◆自己点検評価結果における課題と対応

学生は授業以外でも自己学習として、実習室で実習・研究機材を使用することがある。学生支援の視点においても、学習環境と機会を高めるために使用ルールや保守点検方法などを整備していく。

◆評価基準

- ① ガイドライン等で定める基準が遵守されている
- ② 教育上必要な機械器具や図書購入予算が明示され、計画的に執行されている
- ③ 教員および学生の研修計画（予算）と支援体制が整備されている

◆自己点検評価（該当数字を○で囲む）

- 1：基準を満たしていない
- 2：基準を概ね満たしている
- 3：基準を全て満たしている

◆自己点検評価結果の理由

学園においては、大学及び専門学校の学科単位で毎年次年度の購入物品等、必要な予算についての提出書類に基づいてヒアリングを実施し、その内容に基づいて副理事長(財務理事)及び事務担当で調整を行い、法人本部を中心として次年度予算案を作成する。この予算案は、毎年3月の理事会及び評議員会において審議の上承認を得て、予算の執行を行っている。なお、臨時的に予算額を超過すると判断される場合は、補正予算の編成を行い、理事会及び評議員会の承認を得て執行している。なお、大学の施設設備については、理事会において中長期的な収支バランスを精査した上で、平成29年度においては、老朽化したエアコンの新規入れ替え工事、屋上防水工事、外部非常階段の改修工事、講堂内の照明・音響・クラック漏水の改修工事、等を実行した。平成30年度は地震と台風の被害をうけ、廊下や教室の壁及びエレベーターを補修した。

また、研究の経済的支援として研究費を予算化している。個人研究費として教授：年30万円、准教授：年25万円、講師：年25万円、助教：年10万円とし、経済的に支援している。また、大学研究費取扱要領を制定しており、規定に従い運用している。この個人研究費の適用範囲は、学会等への出張旅費をはじめ、消耗品や教具・備品、図書資料の購入等、研究に必要な範囲での支援を行っている。

◆自己点検評価結果における課題と対応

今後の大学の施設・設備の改修工事については、建築時から年数が経過しており、本法人の財務状況を勘案して、中長期的な収支バランスを精査したうえで、整備計画を策定することとしている。また、教員への支援については、経済的支援だけではなく、物的支援や人的支援をはじめ、外部資金獲得方法の周知や共同研究・受託研究の受け入れ手続きの支援等を行っていくことが課題である。

8	基準Ⅱ-7	教員の質向上
----------	--------------	---------------

◆評価基準

- ① 教育・研究・研修規程、ハラスメント対策が整備され、公表されている
- ② 授業評価およびFD・SDが実施され、結果が公表されている
- ③ 教育の質向上に向けた研修・研究への積極的な取り組みが見られる

◆自己点検評価（該当数字を○で囲む）

- 1：基準を満たしていない
- 2：基準を概ね満たしている
- ③：基準を全て満たしている

◆自己点検評価結果の理由

教育・研究・研修に関しては、大学研究費取扱要領、倫理委員会規程、COI委員会規程（利益相反）、公的研究費不正防止に関する諸規程等を整備して厳格に運営している。また、授業評価に関しては、教育内容・方法及び学修指導等の自己点検と改善を目的に、学生による「講義アンケート」を前後期各1回実施し、その結果は教員へ情報提供されている。なお、アンケートの結果、特に改善の必要がある教員に対しては、学科長との面談を通じ状況を把握し、必要に応じて改善に向けて助言を行うこととしている。以上のことから、「講義アンケート」は授業の運営や内容の改善に活かされていると判断している。また、専任教員については、週1日の学外研修日を設け、教員の質向上に向けた支援を行っている。

なお、学校教育法、私立学校法等に定められている【教育情報の公開】に関しては、学校法人行岡保健衛生学園HPにて公表している。

◆自己点検評価結果における課題と対応

FD委員会を中心にして、今後の【講義アンケートの在り方】、【FD・SDの在り方】について、継続的・組織的・体系的な検証が肝要である。

また、【研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン】、【研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン】、【厚生労働科学研究における利益相反の管理に関する指針】を踏まえた、研究倫理教育の更なる充実を図っていく必要がある。

⑨	基準Ⅲ-1	教育課程の内容
---	-------	---------

◆評価基準

- ① 指定規則、ガイドライン等で定める基準が遵守されている
- ② 定期的にカリキュラムの検討・見直しが行われている
- ③ 特色ある教育プログラムを有している

◆自己点検評価（該当数字を○で囲む）

- 1：基準を満たしていない
- 2：基準を概ね満たしている
- ③：基準を全て満たしている

◆自己点検評価結果の理由

本学の建学の精神は、「医療は医師のみで行えるものではなく、連携する多職種の医療技術者を含め、多くの医療従事者の人たちとの『協同』によって、はじめて質の高い医療が提供できる」と定められおり、その精神に則り本学のディプロマ・ポリシーを以下のごとく定めている。

【ディプロマ・ポリシー】

- ①社会の理解とコミュニケーション能力を身につけること
- ②高い専門知識と技術力を持つこと
- ③学問・臨床研究への探求心及び正しい倫理観を身につけること

また、本学部の教育目標及びディプロマ・ポリシーを達成させるため、カリキュラム・ポリシーを以下のごとく定め、教育課程編成に配慮している。

【カリキュラム・ポリシー】

- 1.ディプロマ・ポリシーで掲げる3つの能力を養成する体系的な教育課程として『教養教育科目』、『専門基礎科目』、『専門科目』に区分して編成する。
- 2.科目区分の各科目は社会人としての基礎能力の習得、医療人としての基礎能力の習得、理学療法士としての臨床能力の習得へと段階的に基礎から応用へとつながるように配当年次を組み、4年間を通じて一貫して効果的に学習できるように配置する。
- 3.将来の理学療法士としての自覚を早期から促すため、1年次に臨床現場の見学等の機会を設ける。
- 4.適応力豊かな医療人育成のため、コミュニケーション能力と幅広い教養の修得のため、教養教育科目の充実を図り、幅広く人間や社会をとらえられる人材を育成できる科目設定を行なう。
- 5.本学が目指す人材は、臨床現場で十分な能力が発揮できる実学を備えることが必要であり、理学療法士を修得するに当たっては、理学療法士国家試験に該当する科目は勿論のこと、理学

療法士として能力を発揮するために欠くことのできない重要科目の履修は必修とした。

6.確かな技術と知識の応用力を身につけ、向学心や探求心とともに教育効果を高めるため、演習科目を多く設定し、グループワーク、報告を兼ねた反転授業を取り入れる。

7.効果的な学習が遂行できるように、単位認定対象外で高等学校までの科目を再学習するリメディアル教育や自己表現能力を高めるために初年次教育を取り入れる。

8.学習の評価に GPA を採用し、不合格科目数とともに進級要件に加える。また、評価実習の準備対策として OSCE(客観的臨床能力試験)を基本とした実技テストを実施し、知識と検査技能の総合評価を行っている。実習終了後には卒業に必要な履修単位を有する者に対し、卒業試験を実施している。

以上を踏まえたカリキュラム・ポリシーは SCHOOL GUIDE(大学パンフレット)、学生募集要項、キャンパスガイド及びホームページ上で周知している。

ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに沿った上で、指定規則、ガイドライン等で定める基準を遵守している

カリキュラムの検討・見直しについては、毎年、教務委員会において授業内容、使用テキストの検討を続け、開学以来、4年毎に教育課程、進級要件などの改定を指定規則改正も踏まえて実施している。

入学前から卒業時まで教育課程外の教育プログラムを実施している。

具体的な学習及び授業支援の第一歩として入学前教育を実施し、物理学や生物学等入学後に必要な科目の基礎を再学習する機会や入学後に学ぶ専門基礎科目の導入学習の機会を設けている。入学後は初年次教育の一環として高校までの学習補充として、生物・物理・数学・国語の補講として、基礎ゼミナールを開講している。また、各学年の修得達成目標に応じ、個別に或いはグループ単位で講義時間以外に補講等学修支援時間を理学療法士教員が設けている。

1年次の「キャリアセミナー」では行岡病院のリハビリテーション科を数人ずつのグループで出向き、行岡病院の理学療法士がマンツーマンの説明を加える形で治療場面を見学している。職業人としての時間管理、遅刻や忘れ物の場合の連絡の必要性や望ましい服装、髪型、姿勢、立居振る舞いについては大学側の引率教員から事前に講義で学習する機会を設けている。実習の翌日には感想レポートを提出し、翌週には課題を自ら設定して調べて提出する課題レポートを作成する。科目担当教員と引率教員は、提出されたレポートを確認して、文書作成上のルールや誤字をチェックして学生を正しい文書の書き方へと誘導している。また、個人情報の保護についての理解を深める講義に加えて、マナーや接遇の講義を取り入れ、大学生活の早期から人や社会への関連を深め、また理学療法士業務への理解を進めるためしている。加えて、入学早期のオリエンテーションでは、そのプログラムの中に3年次学生の症例発表会の見学を入れており、入学後の学生生活の目標設定に役立てている。

将来、医療人となる学生を育てる本学としては、医療現場で留意すべき点を見据えた研修会が必要となるために、個人情報保護及び人権問題、更に、臨床倫理や医療倫理に関するテーマ

で学生向け研修会を実施している。これらのテーマはいずれも、学生として、また、将来医療人として働く上においても十分に心得ておかねばならない重要なテーマである。令和元年度後期には、ハラスメント等に関するテーマでの研修会を実施する予定である。更に、大学生活を心身共に健康に過ごすために専任教員による健康管理についての講演も行っている。また、人命救助のための AED(自動体外式除細動器)講習に関しては、「救急医学」の授業において講義及び実際の使い方についての実習を行っている。

国家試験対策においては、国家試験対策委員会を設け、教員と事務員が共同で、学生の習熟度に合わせて模擬テストや小テストを実施している。

コミュニケーション力不足や人間関係の構築が難しい若者が増えていることが指摘されていることから、退学予防対策、学修支援や友達作り支援の一環としてピア・サポートに対する意識付けを平成 30 年度より積極的に行っている。卒業生や学内の先輩等と交流をもち学習支援につなげるための環境整備を企画しすすめている。

◆自己点検評価結果における課題と対応

教育課程の内容を検討・見直しをする際には、関連法令の改正内容および従来の指標に加えて、学生及び卒業生を対象とした満足度調査、追跡調査、ならびに就職先関係者への調査結果等の客観的指標を有効活用すべく取組みを始めている。

◆評価基準

- ① 指定規則で定める基準が遵守されている
- ② 講義概要・学生便覧が整備され、周知されている
- ③ カリキュラムツリーやマップ等を配し、分かり易く整備されている

◆自己点検評価（該当数字を○で囲む）

- 1：基準を満たしていない
- 2：基準を概ね満たしている
- ③：基準を全て満たしている

◆自己点検評価結果の理由

カリキュラム・ポリシーに基づき、段階的、階層的に学べる教育課程を編成している。科目区分、配当学年及び前後期の開講時期、更に科目ごとの必修・選択の別、講義・演習・実習の授業形式、授業時間数と単位数を教育課程表に明記にしている。科目区分は、教養科目、専門基礎科目、専門科目の3群となっている。

教養科目は、医療専門職として必要となる判断力やコミュニケーション能力、知性を養う科目で構成している。

専門基礎科目は、「人体の構造と機能」と「疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進」「保健医療とリハビリテーション」の三つの分野で構成され、必要な基礎医学、臨床医学、疾病と障害の構造とリハビリテーションの関連を理解できる科目で構成している。解剖学と生理学にはそれぞれ講義と連動した実習科目を設け、「運動学」には講義と連動した演習科目である「臨床運動学演習」を設けている。

専門科目は「基礎理学療法」、「障害の評価」、「理学療法各論」、「臨床実習」の4つの分野で構成され、講義と並行して演習も行い、段階的に知識と技術の統合が図れるように工夫している。「卒業研究」は、専門職としての科学的思考の基盤を形成することを基本とし、これまで担当教員ごとに全学生を配置して行ってきたが、平成28年度以降のカリキュラムでは担当教員ごとに区分された「理学療法研究」という選択科目として配置し、学生個人の興味や関心に根ざした高度な学修が可能となっている。また、理学療法士の資格取得に留まらず福祉住環境コーディネーター等専門職の活躍の機会を広げる資格にも配慮した科目が含まれている。

以上の全授業科目について、科目ごとの目標が具体的に明記されている「シラバス」を作成し、配布とともにホームページ上で公開している。そして、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの関連性可視化のため「カリキュラムマップ」を作成している。

また、学生生活を円滑に進めるために必要な事項、注意事項などを記載した「キャンパスガ

イド」を作成し全学生に配布している。

◆自己点検評価結果における課題と対応

【2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン】（中教審答申 2018.11.26）を踏まえて、全学的な教学マネジメントシステムの構築、内部質保証の視点より、大学全体の PDCA サイクルの確立が喫緊の課題である。

◆評価基準

- ① ガイドライン等に基づき、適正に行われている
- ② 入学者の公正な選抜実施と入学定員が遵守されている
- ③ 入学者選抜要項が整備され、公表されている

◆自己点検評価（該当数字を○で囲む）

- 1：基準を満たしていない
- 2：基準を概ね満たしている
- ③：基準を全て満たしている

◆自己点検評価結果の理由

アドミッション・ポリシーに明記しているように、本学はリハビリテーション医療を通して社会に貢献する理学療法士を育成することを目的とし、医学的社会的課題を認識し、対象者への援助意欲が高く、専門知識と技術を修得できる十分な学力と素養を持った学生を求めている。

入学試験方法は、学業にまじめに取り組み、理学療法士をめざす動機を明確に持ち、強い志望意欲を持ったポテンシャルの高い学生を受け入れられるように、多様な入試制度を設けている。多様な入試制度により、様々な個性をもつ学生の受け入れを想定している。本学は理学療法学科の単科大学であるため、本学の理念とリハビリテーション及び理学療法について理解し、理学療法士免許取得への向学心を十分にもち、惜しみなく努力する決意をもった人の入学を望んでいる。

入学試験においては、全ての受験生に対しての面接試験を行っている。面接試験は集団面接とし、自己紹介、リハビリテーション・理学療法の理解度、社会・医療への関心度等を質問し、受験生のコミュニケーション能力、知識・思考力・判断力・表現力・主体性・協働性を確認している。

入学者選抜は、入学願書と高校の調査書、筆記試験(学科試験、小論文)及び面接試験の成績を元に、入試判定委員会において総合的に検証し、アドミッシヨ・ポリシーに沿った入学者受入れの判断を行っている。

AO入試では、本学への入学を強く志望し、理学療法士をめざす明確な志望動機と情熱を確認するため、出願時に志望理由書と自己PRの提出を求めている。筆記試験として小論文を課し、受験生の知識・思考力・表現力等を評価している。

公募推薦入試は、筆記試験として英語・国語・数学から1科目を選択する学力重視の学科試験型と小論文を課し知識・思考力・表現力を重視する小論文型の2方式を実施し、多様な人材

確保に努めている。

指定校推薦入試では、高校生活時より理学療法士を強く志望し、高等学校でもその意志が認められており、強く本学での学習意欲の高い学生確保に努めており、この目的に沿って小論文を課し、受験生の知識・思考力・表現力を確認している。

一般入試は、筆記試験として英語・国語・数学・生物から2科目を選択する学力重視の学科試験型と小論文を課し知識・思考力・表現力を重視する小論文型の2方式を実施している。また、学科試験型と小論文型の両方を受験し、得点の高い方を採用して合否判定をする入試日程も採用している。筆記試験は2科目を選択することで、受験生の得意分野を強調した組み合わせが可能になり、多様な人材の確保に努めている。

以上のことより、入学定員が遵守し、入学者の公正な選抜を実施している。

また、三つのポリシーを記載している「学生募集要項」及び大学案内パンフレットが整備し配布するとともに、ホームページに公表している。

◆自己点検評価結果における課題と対応

年度により入学者数にばらつきは見られるが、在籍者数からみると、妥当な定員確保ができていると判断する。しかし、入学者数を定員通りとし、留年・退学者を極力減少し、多くの卒業生を輩出することが本来の姿である。入学希望者の増加は適正な教育と質の向上、大学運営に繋がるものであると考える。

12	基準Ⅲ-4	教育方法
----	-------	------

◆評価基準

- ① 講義概要・学生便覧を遵守した教育が行われている
- ② 講義、演習、実習が効果的に組み合わせられている
- ③ 特色ある教育方法を取り入れている

◆自己点検評価（該当数字を○で囲む）

- 1：基準を満たしていない
- 2：基準を概ね満たしている
- ③ 基準を全て満たしている

◆自己点検評価結果の理由

教授方法の工夫として、少人数教育とアクティブラーニング及び課題解決型学習の導入、障害当事者の協力体制等がある。例えば初年次教育に該当するキャリアセミナーでは、少人数でのグループワークを取り入れ、そこで意見を伝えること、まとめること、他者の意見を聞くこと、意見を統合して課題を達成する方法を習得させている。

また、関連する専門職や障害を有する当事者を授業に招き、様々なリハビリテーションのあり方を学ぶ機会を設けている。「理学療法総合演習」や実習前指導での学修支援では少人数で課題に取り組ませることや事例或いは症例検討を用いることで、学生が学ぶべき自己課題や具体的な支援課題を明確にし、その解決策を探ることで知識を増やし同時にチームワークを学ぶことを目指している。これらの機会から学修を深める方法として、先に述べたアクティブラーニングや課題解決型学習法を用いている。

専門基礎科目については、理学療法士である教員が積極的に関与し、臨床に資する知識や国家試験に対応できる知識の醸成を行っている。

臨床実習科目については、効果的に進行させるため、「臨床評価実習」、「臨床総合実習」開講前に臨床実習指導者会議を開催している。併せて、教員は期間中最低1回、必要に応じて複数回、施設を訪問し、指導者と共に学生指導にあたる機会を設けている。

科目は、1年次(必修35単位、選択11単位)、2年次(必修30単位、選択0単位)、3年次(必修31単位、選択7単位)、4年次(必修35単位、選択11単位)を配置している。そして、キヤップ制を導入しており、適切な授業科目の履修にも配慮している。

専門科目では演習科目を多くし、学年を2クラスに分けて実施している。知識と技能の結びつけを意識した科目設定を行っている。例えば、「運動器疾患理学療法」(講義)1単位(15時間)に対応して「運動器疾患理学療法演習」(演習)1単位(30時間)を設けて、効果的に組み合わせた科目配置としている。教養教育科目、専門基礎科目においても演習が含まれる科目では学年

を2クラスに分けて実施している。

臨床現場を体験するものとして、1年次には行岡病院での臨床の見学を実施、2年次以降の各学年に臨床実習を配置し、学内教育の進行に適応した時期に実習を行っている。

各科目を横につなぎ、知識及び関連する技能を統合させるために、3年次前期「理学療法学総合演習Ⅰ」と3年次後期「理学療法学総合演習Ⅱ」を設けており、学習評価は知識と技能について行っていることが特色である。

各科目の科目概要、授業の目的、授業計画、成績評価方法などは「シラバス」に記載されており、授業時間など「シラバス」に沿って実施されている。

◆自己点検評価結果における課題と対応

現行のカリキュラム・ポリシーに則った教育を行いながら、今後の指定規則の変更に則して臨床実習の内容改善を図っていく。学内実習及び演習については教員の配置を再検討し、効果的な少人数教育を模索していく。

◆評価基準

- ① 評価基準、方法を明記した文書がある
- ② 全体的能力を評価する基準を設けている
- ③ 進級・卒業要件に基づき、適正に行われている

◆自己点検評価（該当数字を○で囲む）

- 1：基準を満たしていない
- 2：基準を概ね満たしている
- ③ 基準を全て満たしている

◆自己点検評価結果の理由

単位認定・進級・卒業に関する基準は、学則及び履修規程に示されており、シラバス及びキャンパスガイドで公示するとともに、前期及び後期ガイダンス時に学生へ周知している。

進級要件には不合格科目数とGPAを活用している。学修不足の場合には留年とし、全必修科目を再履修としている。

卒業要件は教養教育科目、専門基礎科目、専門科目のそれぞれに必要な単位数を定め、124単位以上を修得するとともに、卒業試験に合格することとしている。

なお、成績評価については前期、後期試験終了後に教務委員会を開催し、試験の適性や合否の比率等を審議し、科目間や教員間で標準化を行っている。単位認定、進級、卒業認定は、各期末に教授会で厳正に審議され、学長が認定する仕組みとしている。

教育目標及びディプロマ・ポリシーを達成させるため、カリキュラム・ポリシーに沿って、カリキュラムマップに示すように、基礎から応用へと学修を進めている。

本学は2年次、3年次、4年次において学外の医療施設や福祉施設で臨床実習を行う為、学修の成果点検・評価を外部より受けることが可能である。臨床実習に向けては学内に臨床実習を想定した実技試験や筆記試験を実施し、実習前に教員が個人面談を行い、学生個々の課題や対策を行い、臨床実習に臨んでいる。臨床実習では態度面・知識面・技能面について外部評価及び学内評価を総合的に判断し、単位認定を行っている。また実習後も教員が個人面談を行い、学修成果の確認を行っている。このことでディプロマ・ポリシーに掲げている「基本的理学療法が実践できる能力」を確認している。

また、卒業要件の1つとして卒業試験を実施し、4年間の総合的な学修成果とディプロマ・ポリシーに掲げている「理学療法士の資格(国家試験)を取得できる学力」を点検している。

理学療法士国家試験対策としては、業者による全国統一模擬試験を受験し、学修成果の確認と学生個々の課題を明確にすることで、資格取得に向け計画的な国家試験対策を進めている。

◆自己点検評価結果における課題と対応

理学療法士国家試験の傾向を分析し、卒業試験の内容を更新し、ディプロマ・ポリシーの達成度を厳正に確認できる改善策を検討していく。また国家試験合格率の向上のため出題範囲や傾向を常に分析し、科目の追加や国家試験対策講座の開講等教育課程の変更を適宜行う予定である。

⑪	基準Ⅲ-6	臨床教育の内容
---	-------	---------

◆評価基準

- ① 指定規則、ガイドライン等に基づき、適正に行われている
- ② 客観的臨床能力試験（OSCE）が導入され、評価・単位認定を行っている
- ③ 先進的な教育プログラムを取り入れている

◆自己点検評価（該当数字を○で囲む）

- 1：基準を満たしていない
- 2：基準を概ね満たしている
- ③：基準を全て満たしている

◆自己点検評価結果の理由

本学では、理学療法士の業務内容を理解し、理学療法士としての学修意欲の高揚や動機付けを行い、その使命感についての認識を高めるため、早期に医療、特に理学療法について学ぶ教育課程を組んでいる。具体的には、1年次に医療施設の見学を企画・実施し、「キャリアセミナー」において、理学療法士の業務内容と役割の理解、対象者への接し方、社会人としての心構えを学び、職業理解に結びつけている。

理学療法士としての実践力や態度、責任感を修得させるため、2年次から4年次までの教育課程の中に、臨床実習を4科目計18単位取入れている。また、臨床実習を除く専門科目32科目中18科目に演習科目を実施している。なお、3年次の臨床評価実習の前段階には、OSCE（客観的臨床能力試験）を取入れ、態度、評価技術のチェックを行い、臨床実習につなげている。また、実習終了後には担当教員の面談と報告会を行い、実習成果の整理とチェックを行い、臨床実習指導者からの報告を含めて学生の評価をしている。なお、報告会には下級学生も参加し、臨床実習に対する動機付けとしている。

2020年度より改正される指定規則を念頭に、実習前・中・後に学生へアンケートを実施し、実習時間、睡眠時間、不安などを確認のうえ、学生への負担状況により実習指導内容の調整や指導を行っている。

卒業に必要な履修単位を履修した学生に対し卒業試験を実施し、総合的な知識を確認し卒業判定を行っている。

◆自己点検評価結果における課題と対応

指定規則改正に伴い、2020年入学生から臨床総合実習の実習前及び実習後にOSCE（客観的臨床能力試験）を含めた評価を実施する予定である。OSCE（客観的臨床能力試験）の具体的な内容、評価基準の設定については今後の課題である。

15	基準Ⅲ-7	臨床実習の単位数、期間
----	-------	-------------

◆評価基準

- ① 指定規則で定める基準が遵守されている
- ② 臨床実習が効果的に配置（実施）されている
- ③ 新たな臨床実習への取り組みが見られる

◆自己点検評価（該当数字を○で囲む）

- 1：基準を満たしていない
- 2：基準を概ね満たしている
- ③：基準を全て満たしている

◆自己点検評価結果の理由

本学では、2 年次から 4 年次までの教育課程の中で臨床実習を取り入れ、「臨床体験実習」「臨床評価実習」「臨床総合実習Ⅰ」「臨床総合実習Ⅱ」の 4 科目計 18 単位で構成している。臨床実習の目的は、学内教育で学んだ知識や技術を臨床の場で体験し、学識と技術を統合することで、理学療法士としての実践力や態度、責任感を修得することである。臨床実習は臨床現場で、学内で学んだ知識と技術を応用する教育の場であり、関連施設の行岡病院を含んだ病院等の臨床実習施設の協力のもと実施している。

本学の教育課程は「理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則」別表第 1 が定める教育内容を包括し、理学療法士に係る学校又は養成施設の指定基準を遵守している。

臨床体験実習は「理学療法士業務の理解」「医療人としての態度を学ぶ」「理学療法士の役割の理解」「理学療法士に必要な能力について考える」を目的に、初期学習の進んだ 2 年次 8 月に 1 単位を実施している。臨床評価実習は「障害像の理解」「評価技術の習得」を目的に、3 年次 2 月に 3 単位を実施している。臨床総合実習は一連の理学療法プロセスの実施を目的に、前期に 6 単位及び後期 8 単位を実施している。学内学習進度に合わせて効果的な時期に実施している。

また、学生への負荷状況を確認するための取り組みとして、臨床時間の管理及び実習前・中・後に学生に対してアンケートを実施し、学習時間や睡眠時間また不安などを把握している。また、実習時間管理表を試験的に導入し、実習期間中の施設内での実習時間及び時間外での学修時間の把握に試みている。実習指導者にもこの情報を提供し、学生のフォローに努めている。

◆自己点検評価結果における課題と対応

2020 年度より改正される指定規則・ガイドラインをふまえ、臨床実習時間は実習時間外に行う学修時間も含めて 45 時間以内で行うことを確実に実施するために、学生と実習指導者への

周知、時間管理方法及び状況を学生・実習施設・大学間で迅速に共有する方法などの確立を急がねばならない。

現在は臨床体験実習 1 単位、臨床評価実習 3 単位、臨床総合実習 16 単位に設定しているが、今後の実習成果を分析し、より効果的な実習をめざし実習期間(単位数)の変更を検討する必要がある。

◆評価基準

- ① 臨床実習指導者会議を開催し、議事録を保管している
- ② 臨床実習に際し、実習前後を含め密な連携を取っている
- ③ 臨床実習に専任教員が随時参加し、指導している

◆自己点検評価（該当数字を○で囲む）

- 1：基準を満たしていない
- 2：基準を概ね満たしている
- ③ 基準を全て満たしている

◆自己点検評価結果の理由

臨床実習を円滑に実施し、教育効果向上のために大学と臨床実習施設とは十分な情報交換を行っている。学内教育と臨床教育とを連携させるため、大学と臨床実習施設が実習方法等に関する検討を行うための臨床実習指導者会議を年1回開催している。

臨床実習に向けては学内にて臨床実習を想定した実技試験や筆記試験を実施し、実習前に教員が個人面談を行い、学生個々の課題や対策を行い、臨床実習に臨んでいる。また、臨床実習施設へ担当教員が事前訪問をし、実習前の学生の学修状況、学生個人の実習内容、目標、指導方法の確認等を行い、円滑な実習運営の準備を行っている。担当教員は実習期間中、施設に訪問し、学生の状況把握に努め、学生の実習目標の達成度合、問題点、注意点等を臨床実習指導者とともに検討するとともに、学生に対しては知識や技術の指導と自己学習等の相談に応じている。また、実習後も担当教員が学生と個人面談を行い、学修成果の確認を行っている。

学内においても、臨床実習委員会を週1回定期的に開催し、実習進行状況の情報交換を共有し指導に役立てている。

なお、臨床実習施設は全て近畿圏内にあり、全学生は自宅からの通うことができている。外部施設での各実習受入れ人数は、概ね1施設当たりの学生数は1人となっている。

◆自己点検評価結果における課題と対応

臨床実習施設との連携の視点においては、主たる臨床実習施設との有機的な連携を可能にすべく、包括協定の在り方について早急な検討が必要であると認識している。

また、臨床実習中の学習環境の整備についても多面的な側面よりの検討が必要と思われる。

17	基準Ⅲ-9	臨床実習施設に関する事項
----	-------	--------------

◆評価基準

- ① 指定規則、ガイドライン等で定める基準が遵守されている
- ② 各障害・病期・年齢層を偏りなく経験できる実習施設が確保されている
- ③ 協会認定、または「病院機能評価」等の施設が半数以上確保されている

◆自己点検評価（該当数字を○で囲む）

- 1：基準を満たしていない
- 2：基準を概ね満たしている
- ③：基準を全て満たしている

◆自己点検評価結果の理由

指定規則に示されている「実習時間の三分の二以上は病院又は診療所において行うこと」等定められている基準を遵守している。また、学生は2年次から4年次までに4施設での臨床実習を行い、その間に各障害・病期・年齢層を偏りなく経験できるように配置している。

臨床実習施設として登録している施設は病院 183 施設、診療所 11 施設、介護老人保健施設 46 施設、小児施設 7 施設、その他 1 施設である。病院 183 施設の内 97 施設は病院機能評価を受けている。

◆自己点検評価結果における課題と対応

現在の指定規則、ガイドライン等で定める基準は遵守しているが、2020 年度改正の指定規則、ガイドライン等への対応が必要である。変更に伴う文部科学省への申請書は既に提出済であるが、臨床実習指導者講習会の開催、主たる実習施設の制定、実習方法の再検討など早急に薦めなければならない課題がある。

小児施設が 7 施設と少ない。将来、小児施設での勤務を希望している学生は臨床実習で経験することが現状ではできている。しかし、より多くの学生が経験できるように、一般病院でも若年層の疾患を見学・体験できるように検討がのぞまれる。

18	基準Ⅲ-10	臨床実習指導者
----	--------	---------

◆評価基準

- ① ガイドライン等で定める基準が遵守されている
- ② 指導者は全員が5年以上の臨床業務従事者である
- ③ 必要な教育・研修修了者が全実習指導者の20%以上を占める

◆自己点検評価（該当数字を○で囲む）

- 1：基準を満たしていない
- ②：基準を概ね満たしている
- 3：基準を全て満たしている

◆自己点検評価結果の理由

現在のガイドライン等で定める基準は遵守している。2020年度から適用されるガイドラインに当てはめると、現在は臨床業務4年目で基準を満たしていない指導者が存在する。しかし、2020年度入学生が臨床実習に参加する時期には、全員が5年以上の臨床業務従事者となる。

また、厚生労働省が指定した臨床実習指導者講習会は開催されたばかりであるため、受講者数は少ない。現時点で教育・研修修了者が全実習指導者の10%強である。

◆自己点検評価結果における課題と対応

臨床実習指導者になるには「厚生労働省が指定した臨床実習指導者講習会」または「厚生労働省及び公益財団法人医療研修推進財団が実施する理学療法士・作業療法士・言語聴覚士養成施設教員等講習会」を修了する必要があるため、本学の各実習施設には受講を促す案内を送付し、啓蒙した。次年度以降には、本学が大阪府理学療法士会や他校と協力しながら講習会実施を進めていく予定である。

19	基準IV-1	教育成果
----	--------	------

◆評価基準

- ① 教育成果向上のための取り組みがなされている
- ② 学業達成率が 80%以上である
- ③ 新卒者の国家試験合格率が全国以上である（過去 3 年間の平均値）

◆自己点検評価（該当数字を○で囲む）

- 1：基準を満たしていない
- 2：基準を概ね満たしている
- 3：基準を全て満たしている

◆自己点検評価結果の理由

クラス担任制度を設け、年度開始時や定期試験後等に担当教員が学生と面談をする体制を整えている。また、オフィスアワー制度は全学的に整えられており、初年次教育の一環として生物・国語・数学などの科目に関する基礎ゼミナールの開講や、学年ごとに専門科目の補講を行うなどの学修支援を行っている。加えて、理学療法士国家試験合格に向けて模擬試験を行うなど学修支援体制を整えている。また、教育課程の改正やクラス担任制度等を通して留年者や退学者の減少に努めており、併せて、学生同士で相談し合うピア・サポートに向けた取り組みも始めている。

国家試験合格率は、2016 年度は新卒者 94.1%、既卒者 88.9%(全国平均 新卒者 96.3%、既卒者 69.0%)、2017 年度は新卒者 66.7%、既卒者 50.0%(全国平均 新卒者 87.7%、既卒者 18.5%)、2018 年度は新卒者 91.9%、既卒者 64.7%(全国平均 新卒者 92.8%、既卒者 48.3%)であった。過去 3 年間の合格率は、新卒者については全国平均をやや下回っている。既卒者については全国平均を大きく上回っている。2017 年度に低くなったが、2018 年度は国家試験対策を検討し、改善方法を実施したところ全国平均まで回復することができた。

◆自己点検評価結果における課題と対応

留年者や退学者が多く、学業達成率は 5 割をやや上回る程度である。留年や退学の原因は、学修不振が発端となることが多い。そのため、学修不振の学生を早期に見出し、学習支援を実施する体制をもう一度検討し実施する必要がある。今まで以上の学修支援及び生活支援の早期実施体制を構築する必要がある。国家試験対策は全学生に対してのスケジュール、内容、模擬試験などは構築されてきた。また、過去の国家試験結果よりボーダーラインにいる学生の抽出も可能となった。しかし、今後の課題はボーダーラインにいる学生に対する個別指導体制の確立である。

40	基準V-1	社会貢献
----	-------	------

◆評価基準

- a. 自治体事業への協力
- b. 地域住民への貢献
- c. 学生ボランティアへの支援
- d. 士会・協会活動への協力

◆自己点検評価（該当数字を○で囲む）

- 1：基準を満たしていない→a+b+c+d（0～5件）
- 2：基準を概ね満たしている→a+b+c+d（6～15件）
- 3：基準を全て満たしている→a+b+c+d（16件以上）

◆自己点検評価結果の理由

理学療法士養成校として大学の人的資源（教員）及び物的資源（施設設備面）について、大学として持っている資源を可能な限り社会や地域に還元し、地域貢献としてそれらを位置付けており、医療系大学としての特徴を生かしつつ、地元との連携を重視した大学運営を行っている。

地域との連携を促進することを目的とし、地元の大学として茨木市民の健康福祉の向上に資することを目的として、「市民公開講座」を年に2～3回の頻度で開催している。本学の知的資源である保健・医療分野の専門性を活かし、本学教員が講師となり日常生活に役立つ医学・医療に関する講演を行っている。茨木市民の健康保持と更なる保健・医療に対する知識の向上を図ることで、医療系大学として地域社会に貢献している。

本学の近隣に位置する「茨木市立養精中学校」「茨木市立三島中学校」では、生徒が社会との接点をもつことで生徒たちの成長を促すことを狙いとして「体験学習」を実施している。その中で、特に医療関係に興味を持っている生徒がおり、中学校から本学にそれらの生徒に対する職業体験の依頼があり、将来の職業や社会人としての視野拡大・自覚等の育成を目的として職業体験を行っている。地域との連携強化の一助ともなっている。

大阪府教育庁教職員室福利課 公立学校共済組合大阪支部から、組合員（教職員）を対象とした「腰痛予防講座巡回講師派遣事業」の開催依頼があり、本学園の教員を講師として派遣し当該講座を開講している。本講座の目的は、「学校等の教育現場における腰痛予防対策が国においてもその対策の拡充が行われており、大阪府公立学校共済組合の組合員においても、腰痛対策が喫緊の課題となっている。腰痛の原因としては、労働時の作業姿勢、日常動作時の姿勢、運動不足、食事、ストレス等が関与するといわれている。これらの状況から、日常生活の中から生活習慣の見直しや姿勢の改善等、腰痛予防の正しい知識の習得が必要である。これらのことから、全組合員の腰痛予防や悪化を防止するための健康管

理事業を実施する。」と定められている。この目的に沿って、同共済組合から学校単位等での腰痛予防体操等の実技を含んだ講座に講師を派遣し、腰痛予防等に関する知識の普及と啓発を行う活動を行っている。

また、理学療法士免許を有する教員は、様式7に示すように日本理学療法士協会及び大阪府理学療法士会、その他の事業に積極的に貢献している

以上のことにより、社会連携及び社会貢献に関しての活動はこれまで大学として積極的に取り組んできたものと判断する。

◆自己点検評価結果における課題と対応

本学においては、大学として持っている資源を社会や地域に還元しており、これらは大学における地域貢献として今後とも引き続き実施し、地元の大学として医療の分野から地域の健康や福祉の向上に寄与していく。今後は更に研究上の社会連携を検討し、産学官連携や在宅医療に関する地元との連携が可能な分野を強化していく必要性を感じている。

なお、大学所在地である大阪府茨木市とは、2019年12月を目途に【包括連携協定】を締結する予定である。